

## 甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年1月25日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

---

### 出席委員（5名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	加藤 敬徳 君
	樋口 孝之 君		金丸 寛 君
	小澤 重則 君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（1名）

議長 赤澤 厚 君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	白 神 忠 広 君	都市建設部長	箭 本 太 君
農林振興課長	小宮山 尚 君	商工観光課長	久 保 欽 一 君
建設課長	芳 賀 康 貴 君	農林総務係長	高 橋 正 樹 君
建設管理係長	齋 藤 一 也 君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山 岡 広 司	書記	森 田 公
書記	池 上 恵		

### 内容

- 1 甲斐市住宅マスタープラン（案）及び甲斐市営住宅長寿命化計画（案）について（建設課）
- 2 黄金千貫の栽培及び焼酎大甕製造終了について（農林振興課）

- 3 公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について（農林振興課）
- 4 その他

開会 午前11時12分

○書記（池上 恵君） 意見交換会から引き続き、大変お疲れさまです。

ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

長谷部委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、こんにちは。

先ほどの意見交換会に引き続きのご参集ということで、十分な休息もないまま続けさせていただいておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。また、当局の皆さんには、時間を少し遅らせていただきまして、誠に申し訳ありませんでした。

案件数、本日は、それほど多くなっていない状況ではありますが、そうはいいまでも、皆さんのご意見をしっかりと頂戴しながら、時間を有意義に使っていただけるようお願いを申し上げまして、委員長としての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（長谷部 集君） それでは、これより次第の3の内容に入ります。

（1）甲斐市住宅マスタープラン（案）及び甲斐市営住宅長寿命化計画（案）についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） お疲れさまです。

それでは、建設課から、甲斐市住宅マスタープラン（案）及び甲斐市営住宅長寿命化計画（案）につきましてご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお願いします。

初めに、計画策定の趣旨でございますが、まず、甲斐市住宅マスタープラン（案）につきましては、住宅ストック量の充足や少子高齢化、人口・世帯減少などの社会情勢の変化等に対応するため、住宅部門の基本計画としまして、甲斐市住宅マスタープランを平成20年に策定し、以降、平成25年、平成30年と2回の見直しを行いまして、住生活に関する施策を実施してきましたが、国土交通省の住生活基本計画及び山梨県住生活基本計画が改定され、また、現計画の計画期間が令和5年をもって終了を迎えるため、新たに計画を策定する必要があるためです。

次に、甲斐市営住宅長寿命化計画（案）につきましては、将来の市営住宅の需要に的確に対応するため、中長期的な視野で市営住宅のストックの計画的・効率的な事業手法を選定するとともに、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善の計画的な推進によるライフサイクルコストの縮減を図るために、平成25年度に甲斐市営住宅長寿命化計画を策定しまして、市営住宅の計画的な改修を行ってきましたが、国土交通省の公営住宅長寿命化策定指針及び山梨県公営住宅長寿命化計画が改定され、また、現計画の計画期間が令和5年度をもって終了を迎えるため、新たに計画を策定する必要があるためです。

次に、策定体制であります。業務委託により現況調査・分析、課題等の整理を行い、関係各課のヒアリングを実施し、また、市民の皆様を対象としたパブリックコメントを実施いたします。

続いて、計画の概要であります。甲斐市住宅マスタープラン（案）につきましては、市民の住生活基盤の確立への対応や良質な既存ストックの形成への対応、良好な住環境形成への対応、住宅セーフティネットの確立を目指す計画となっております。

基本目標・基本施策としましては、地域コミュニティを育み、安全・安心で快適に生活できる住宅・住環境づくり、地域の資源、特色を生かした住宅・住環境づくり、公営住宅の適切な維持管理による居住の安定の確保、この3点となっております。

次に、甲斐市営住宅長寿命化計画（案）の概要であります。市営住宅管理戸数の適性を図りつつ、効率的な更新・改修による維持管理コストの削減等の方針を定め、改善事業の計画的な推進や耐用年限を超過している住宅用途廃止・適切な建て替え、世帯のニーズに対応した整備の促進を推進するものであります。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、本日、案の説明をさせていただきましたので、1月26日から2月14日までパブリックコメントを実施しまして、2月の建設経済常任委員会で結果報告をさせていただき、3月に計画策定、公表の予定であります。

最後に、建設課からの事務連絡になりますが、この計画に対します議員の皆様の見解や提言等がございましたら、別紙でお配りいたしました意見・提言書に記載の上、2月13日までに建設課、または議会事務局へ提出をお願いいたします。

なお、先ほども説明させていただきましたが、市民の皆様方を対象としたパブリックコメントは、1月26日から2月14日までの予定で実施したいと思います。

また、2月の常任委員会において、意見・提言及びパブリックコメント等に対する市の考え方をご報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上となります。

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑ございませんか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 意見書に関しては、この紙に手書きで書かないといけないんですか。

例えば、自分でフォーマットにして打ったものでメールで送るとか、そういったのは大丈夫ですか。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 言っていただければ、フォーマットを渡しますので、それで打っていただければと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほか、質疑ございませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 計画案の素案という形で、それぞれマスタープランと長寿命化計画が、タブレットの本日の委員会のフォルダーの中に入っていますので、ペーパーレスといえますか、紙の節約、経費の節約ということで、タブレットにしか入っていませんので、そちらのほうを活用して、読んでいただくようにしていただきたいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で質疑を終了といたします。

以上で、甲斐市住宅マスタープラン（案）及び甲斐市営住宅長寿命化計画（案）についてを終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、（2）黄金千貫の栽培及び焼酎大甕製造終了についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） よろしく申し上げます。

それでは、農林振興課より、黄金千貫の栽培及び焼酎大甕の製造終了についてご説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

1のこれまでの経緯でございますが、本市では耕作放棄地の解消や地産地消への取組として、平成23年より、甲斐市農業活性化協議会を中心としまして、サツマイモの栽培に取り組んでおります。平成24年には、市内で栽培したサツマイモを用いた芋焼酎を造るため、黄金千貫の栽培を始め、平成30年からは、収穫量を確保するため、市内の一般農業者に黄金千貫の栽培を行っていただきました。

また、焼酎大甕につきましては、地域ブランドの構築等を目的に、市内で栽培された黄金千貫を原料とし、焼酎の製造及び販売を平成24年から行っておりました。

これまで製造した本数についてですが、大甕25度の四合瓶が4万3,255本、大甕25度一升瓶が5,200本、大甕35度四合瓶が1,538本でございます。

次に、2の栽培及び製造の終了についてでございますが、令和2年頃から苗の産地で基腐病が流行しており、今年度は焼酎製造に必要な苗の入手が困難となり、黄金千貫の栽培及び大甕の製造を中止しております。これに伴い、来年度以降の栽培について、苗産地の状況などを確認しましたが、今後も苗の入手が困難な状況が見込まれ、安定的な栽培が難しいと

考えております。

また、焼酎大貳の製造につきましては、近年の物価高騰などにより製造コストが上昇し、製造費用の試算を行いました。販売価格の値上げが必須となってまいります。

これまで、大貳25度四合瓶に関しては、販売開始から二度値上げを行っており、平成30年には、販売価格を1本当たり1,440円から現行の販売価格1,650円に値上げしており、今後、再度値上げした場合、同等の酒製品との価格差などにより、消費者の購買意欲の低下などが懸念され、これらを総合的に判断し、販売元などと協議する中で、栽培及び製造を終了することといたしました。

次の3の今後の取組であります。黄金千貫の栽培者につきましては、サツマイモの他品種を栽培していただき、イベント等での販売やスイーツ加工の材料として活用を図り、地産地消事業として、サツマイモの栽培拡大の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

また、焼酎大貳につきましては、今後もふるさと納税サイトの返礼品として取り扱うとともに、大貳を取扱いいただいている酒販店や飲食店には、引き続き販売継続をお願いしてまいりたいと考えております。

以上が説明となります。

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、委員より質疑等ありましたら、お願いいたします。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 焼酎大貳が、25度、25度、35度を合わせると、約5万1,000本ぐらい生産したということで、今それで、在庫はどのくらいあるか分かりますか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 令和5年12月末現在でありますけれども、焼酎大貳25度の四合瓶が1,197本、焼酎大貳25度一升瓶が1,094本、焼酎大貳35度四合瓶が1,353本の在庫となっております。

○委員長（長谷部 集君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ありがとうございます。約3,200本ぐらいありますけれども、もう生産しないということですから、早期の販売というか、促していただいて、在庫を減らしていただきたいと思います。

もう一点いいですか。

それ以外に、サツマイモの栽培の拡大の普及に取り組んでいくということですが、サツマイモを栽培して、どのようなものをお客さんのニーズに合わせていくのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 現在は、青果としてイベント等で販売すると同時に、スイーツに加工しております。現在、加工していただいている市内のお菓子屋さんで、プリンとか、あとチップス、芋をスライスして揚げて砂糖をかけた、これが結構人気がありまして、あと、スイートポテトに加工して販売していただいています。そんなような状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど在庫の質問があったんですけれども、例えば在庫管理というか、そういったものに関しては、何か経費的なものってかかっているんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 基本的には、販売元の赤坂農場さんで管理していただいているんですけれども、実際、正直なところ、市の施設の一部で保管しておりまして、別にそれに、経費的にはかかっていない状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

先ほどちょっと、今後の取組ということで質問あったんですけれども、もともとの事業は、農地の活用という部分であるんですけれども、黄金千貫が作れないということで、ほかのサツマイモということであるんですけれども、例えばサツマイモ以外のものを作るということは考えられないんでしょうかね。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） それは、耕作放棄地の活用ということであれば、別にサツマイモにこだわることはないと思います。一応、活性化協議会については、サツマイモを中心としていますので、今後ネギ、ネギも部会等がありまして、生産していただいている方もおりますので、その辺はほかの野菜等でも、今後、いいものがあれば考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。ぜひそういうふうにしていただきたい。

この間ニュースで見たら、ブロッコリーが特定野菜、何というか忘れちゃったんですけども、そういったものに指定された、例えば今後、そういう健康志向という部分で、そういった関心のある品種とか、そういった、一応ノウハウなんか、やっぱりあるとは思いますが、そういったものの栽培も検討していただければなと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、黄金千貫の栽培及び焼酎大甕製造終了についてを終了いたします。

次に、（3）公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

白神産業振興部長。

○産業振興部長（白神忠広君） 公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についてご説明させていただきます。

委員会資料の4ページをお願いします。

本委員会に係る施設は、農林振興課が所管するコミュニティーホール双葉、クラインガルテン、商工観光課が所管する勤労青少年ホーム、働く婦人の家、敷島支所市民地域課が所管します自然休養村管理センター、勤労者会館の6施設であります。

まず、1の経緯でございますが、本市の公共施設使用料については、合併前の旧町で定めた料金体系を引き継いでおり、第1次甲斐市行政改革大綱の重点項目の財政の健全化において、具体的な施策として、使用料等の見直しを掲げております。

また、平成23年には、公共施設の使用料を徴収する所管の担当係長で構成する使用料等調査研究委員会を立ち上げ、使用料等の見直しについて、継続的に調査・研究を行ってきたところであります。

2の課題であります。公の施設使用料は、本来、その施設を利用する者が施設利用の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものであります。施設の維持管理等に要する費用を賄い切れず、一般財源である税金等を投入しており、施設

を利用する人と利用しない人の間に不公平が生じている状況であります。

また、使用料の減免については、各施設の規則等で定めた要件により個別に準用しており、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例により、減免を適用する範囲は拡大傾向となっております。

次に、3の基本方針といたしまして、使用料は、負担の公平性、算定方法の明確化、受益者負担割合の設定及び効果的・効率的な行政サービスの提供に努め、適正な受益者負担を維持するため、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方についてを策定し、今後、この考え方に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら見直しを行い、受益者負担の適正化を進めることといたします。

また、使用料の減免については、施設間の公平性を確保するため、統一的な基準を設ける必要があり、その判断基準は、公益性が高く、市が施策を推進する上で必要と認められ、広く市民から理解が得られるものとするために、方針としまして公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方についてを定め、基準の統一を図ることといたします。

なお、この両方針案の資料につきましては、令和5年5月17日に開催されました総務教育常任委員会に別冊資料として示されております。タブレットの常任委員会フォルダーにデータがございますので、お時間のあるときにご確認をお願いいたします。

本日は、両方針案の主な内容について抜粋してご説明いたします。

資料の5ページをお願いします。

表の項目1のコスト転嫁方式による使用料の見直しの基本的な考え方について（案）につきましては、主な内容欄に記載のとおり、（1）使用料の算定方法は原価として、サービスの提供に必要な施設の維持管理、運営費として費用を大きく要する工事費を除く人件費や光熱費、修繕料などを原価に含める経費としております。

また、（2）原価となる維持管理費等は、年度間の変動を考慮し、直近3年度の平均値を用いて算定することとしております。

（3）公費負担と受益者負担の割合を原則折半として、50%で設定いたします。

（4）適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料の見直しを行うことといたします。

（5）使用料を算出した結果、従来の使用料と比べ、急激な値上げとならないよう、激変緩和措置として、現行料金のおおむね1.5倍を改定上限として、定期的に検証し、段階的に改定できることとしてまいります。

次に、項目2の公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）につきましては、全額免除する場合と減額する場合について示しており、全額免除は（1）市が直接または間接的に関与する使用として、①から④に該当する場合といたします。

また、（2）としまして、減額を適用する青少年健全育成、コミュニティの醸成、教育の振興、住民福祉の向上等、極めて公益性が高い①から③の各団体を、全ての施設において使用料を免除いたします。

次に、減額を適用するのは、（1）団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため、公益性が高く、また、市の施策の推進上、有益と認められる①の団体といたします。

また、（2）及び（3）に関係する団体においても、減額を適用することといたします。

この減額の減額率は、原則50%といたします。

資料の6ページをお願いします。

次に、4、パブリックコメント集計結果の抜粋になります。

令和5年6月7日から7月7日の1か月、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（案）及び公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）のパブリックコメントを実施したところ、80人の方から、表にまとめた賛成意見、反対意見の提出がございました。

5、パブリックコメントを踏まえた検討結果と対応といたしまして、寄せられたご意見としましては、使用料の見直しと減免基準の適用により、施設使用料が現在の3倍となると活動機会が減ってしまう、使用料の値上げ幅が大きく費用負担が増額するといったご意見が多く、また、減免基準を社会教育団体も減免対象としてほしい旨のご意見をいただいたところ です。

一方、効果的・効率的な行政サービスの提供には、使用料の受益者負担割合の設定による負担の公平性、コスト転嫁方式による算定方法の明確化が必要であるとのご意見もございました。

これらの意見を踏まえた対応策（案）としまして、使用料については激変緩和措置としまして、改定上限は現行料金の1.5倍を基本といたしますが、今回の見直しに限り1.2倍にすることができるとし、減免基準については、団体の活動が利益につながる活動ではなく、地域住民に寄与する活動であるなど、公益性が高いと認められる場合は、各施設の規則において規定できるようにすることといたしました。

なお、この対策（案）により、説明会を希望する団体等に対し、令和5年12月までに説明会を開催する計画でありましたが、希望する団体がなかったため、使用料の改定及び減免基準の適用について、おおむね理解が得られたものとし、令和6年2月定例会に使用料に伴う条例の一部改正案を提出することとしております。

最後に、6の今後のスケジュールでございますが、2月に条例の一部改正を上程し、議決いただけたら、利用者等へ周知を行い、令和6年10月から、改定した使用料金、減免基準を適用してまいる計画でございます。

以上、公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等ありましたら、お願いたします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） やっぱり使用料を上げるというと、反対する人が多いのかというのは、もちろん大体想像できるんですけども、やはりいろんな、例えば燃料費が上がってとか、昨今のいろんなコストが上昇している中では、そういったものを見直していかないといけないと思います。

やっぱり、公共の設備なので、一般のものよりは安くあるべきというようなことはあると思うんですけども、ただ、周りのそういった同様の施設と比べて上で価格は設定していくべきじゃないのかな、じゃないと、例えば、何十年も前の価格の水準のままずっと来て、どうしても上げざるを得なくなったときに、急に上がるとなると、やっぱりそういう反発もあるので、そういったものも小まめにやっていくべきじゃないかなと思います。

それにはやっぱり、ただただ何十年もたっている施設をそのまま、直し直し、だましまし使うんじゃないくて、それなりにやっぱり設備を新しいものに改修したりとかしていかないと、時代に追いつかないというか、利用者も本当に、ただ安いから使っているという人だけしか使わないような施設になれば、悪循環じゃないですけども、そういったことになると思うので、より多くの市民が使いたくなるような施設として考え直していただきたいなど。

それにはやっぱり、それなりのコストをかけて造り直したりとか、本当であれば、老朽化した建物を新しく建て直すというのが本当は望ましいと思うので、そういったことができるような料金設定を考えていくべきじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 今、委員さんがおっしゃられたように、多くの方に利用してもらおうということが、やっぱり公共施設の目的の大きなところだと思います。多くの方に利用していただければ、それだけ収入もあって、維持管理費に充てられるということで、その辺は市でも、平成23年から公共施設の使用料を徴収する所管の担当が研究委員会を立ち上げて、いろいろ研究してきたところであります。

今回、見直しということで、今言われたご意見も含めた中で、今後もまた考えていくような形で進めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 令和5年度から12月まで、説明会の開催を求めたんですけれども、説明会の計画の希望者がなかったということで、担当課から、各自治会の自治会長とか理事なんかがいると思うんですけれども、そういう会議のとき、これを説明したと思うんですけれども、その辺の反応はどうだったですか、区長会とか理事会のときの反応というのは。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） すみません、産業振興部のほうで、ちょっとその説明会等の実施については、立ち会っていないし、把握していないんですけれども、先ほどうちの部長が言いました、うちの関係する6施設につきましては、使用団体が限られているところがありますので、それらの団体の皆様には、一応直接、こういうことで見直しをしますという説明は、各担当から、うちの6施設についてはさせていただいている状況です。その中で、先ほど言いましたように、おおむねご理解はいただいているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についてを終了いたします。

次に、商工観光課より報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。

久保商工観光課長。

○商工観光課長（久保欽一君） お疲れさまでございます。

商工観光課から、双葉地区下今井農工団地整備における特別会計の設置についてご報告をさせていただきます。

昨年度から着手いたしました下今井農工団地整備区域内の未整備区域の整備につきましては、今年度、用地測量及び不動産鑑定を終え、来年度からいよいよ用地買収及び造成設計を進めてまいります。

今後、造成地を企業に売却することを見据え、この事業に係る歳入歳出について、一般会計とは区別して明確化しておくことが必要であることから、来年度から宅地開発事業特別会計として管理していくこととなりました。つきましては、建設経済常任委員会所管の特別会計として、2月定例会市議会に当初予算案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、改めまして、2月定例会市議会の当初予算審議においてご説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） こちら、報告案件ということですので、質疑は省略したいと思います。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係、その他何かありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、事務局より何かありましたら、お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分